
檜原村立学校 いじめ防止基本方針



平成 26 年 9 月

(令和 4 年 9 月改定)

檜原村教育委員会

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つである。

檜原村立学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、こうした檜原村立学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、檜原村（以下「村」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、改正平成28年法律第47号以下「法」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、村教育委員会と学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていく。早期発見・早期対応を基本とした取組を講じる。

いじめ問題に対する理解

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応を行う必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。



- (1) 軽微ないじめも見逃さない
 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知することが不可欠である。また、全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。
- (2) 教員一人で抱えこまず、学校組織一丸となって取り組む
 軽微な段階でいじめを解決に導くために、学校は迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。また、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にし、教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさず行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。
- (3) 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
 子供たちが、いじめについて、大人へ相談しやすい環境を構築できるよう、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。
- (4) 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。そのためにも、全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、自尊感情をもてるような適切な指導を行うとともに、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。
- (5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
 いじめ問題を解決するために、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。そのために、日常から全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校、どの子供にも起こりうる問題であることや、「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすく伝えるなど、学校と保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことができるようにする。また、いじめが認知された場合は、被害・加害双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下、理解と協力を得られるように努める。
- (6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
 いじめ発生の問題が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や子ども家庭支援センター等の関係職員が適切に役割を分担し、被害の子供の支援や加害の子供の反省を促す指導を行う。

5 学校における取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 組織等の設置
 - ア 学校は、該当学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第 22 条）
 - イ 重大事態が発生した場合には、村教育委員会又は学校は、該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設置する。（法第 28 条）
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - ア 未然防止

- (ア) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
 - a 魅力ある授業の実現
 - b 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
 - c 自己肯定感や自尊感情を高める指導
 - d よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
 - e 子供と教職員の信頼関係の構築
- (イ) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
 - a コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
 - b 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
 - c 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
 - d 「いじめに関する研修」の実施
 - e PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- (ウ) いじめを許さない指導の充実
 - a いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
 - b 「いじめに関する授業」の実施
 - c SOS の出し方に関する教育の推進
 - d 新型コロナウイルスに関連する いじめを生まないための指導の徹底
- (エ) 子供が主体的に行動する意識や態度の育成
 - a 互いに認め合う態度を育む取組
 - b 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
 - c 児童会・生徒会活動による取組
 - d 「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し
 - e いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進
- (オ) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
 - a 保護者、地域、関係機関等による「学校いじめ防止基本方針」の理解と協力依頼
 - b 「学校サポートチーム」会議の定期開催

イ 早期発見

- (ア) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
 - a 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
 - b 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- (イ) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
 - a 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
 - b 定期的な「生活意識調査」等の実施
- (ウ) 全ての教職員による子供の状況把握
 - a 全教職員の挨拶、校内巡回等による計画的な観察
 - b 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
 - c 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- (エ) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
 - a 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
 - b 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
 - c スクールカウンセラーによる全員面接(小学校5年、中学校1年)
 - d 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
 - e 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
- (オ) 保護者、地域、関係機関からの情報提供や通報
 - a 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
 - b スクールカウンセラー等による保護者面談の実施
 - c PTA、学校運営協議会委員、学校サポートチーム委員等からの情報提供や通報
 - d 地域住民からの情報提供や通報
 - e 警察、子ども家庭支援センター、児童館等関係機関からの情報提供

ウ 早期対応

- (ア) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- a 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
- b 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
- c 対応記録のファイリング
- d 解消の確認
- (イ) 重大事態につながらないようにするための対応
 - a 被害の子供の安全確保と不安解消
 - b 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察
 - c 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
 - d いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会、学校サポートチーム等会議の開催及び、支援の依頼
 - e 警察、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した対応
 - f インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- (ウ) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援
 - a 重大性、緊急性に応じた いじめ認知時の報告
 - b 重大性、緊急性に応じた 教育委員会からの支援

エ 重大事態への対応

- (ア) 重大事態発生の判断
 - a 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解
 - b 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
 - c 重大事態発生の報告
- (イ) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
 - a 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
 - b 保護者への対応方針及び対応経過の説明
 - c 外部人材や関係機関等と連携した支援
 - d 教育相談室と連携した支援
- (ウ) 加害の子供の厚生に向けた指導及び支援
 - a いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
 - b 保護者への説明や協力関係の構築
 - c 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
 - d 別室での学習の実施
 - e 警察や教育相談室等の関係機関と連携した構成への支援
- (エ) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
 - a 保護者・PTA の協力体制による問題解決
- (オ) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
 - a 調査組織の決定と調査の実施
 - b 「不登校重大事態」における調査
 - c 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
 - e 教育委員会・村長への調査結果報告
 - f 村長による再調査への協力

6 教育委員会における取組

(1) 相談体制の整備

来所、電話による相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒及び保護者等に周知する。また、スクールカウンセラーとも連携し、よりきめ細やかで相談しやすい体制を構築していく。

(2) 関係機関と連携した取組

福祉機関や医療機関、民生・児童委員、児童館等と連携し、取組を推進する。

(3) 教職員の資質能力の向上等

東京都教育委員会から示されている「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」を活用して、各種会議にて適宜指導及び共有を行う。また、いじめ防止のための教職員の研修の充実を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われているいじめを防止し、効果的に対処する。そのために、学校を通じ、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び、児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

(5) 啓発活動

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

(6) 檜原村いじめ問題調査委員会の設置（法 30 条第 1 項）

学校で※重大事態が発生した場合、村教育委員会は学校と連携を図りながら、事実関係を明らかにし、調査結果は村長へ速やかに報告する。そして、調査結果を受けた村長は、必要があると認める場合、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される附属機関として「檜原村いじめ問題調査委員会」を設置し、法 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

※重大事態の定義(法 28 条第 1 項)

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

檜原村立学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 1 日策定

平成 29 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 9 月 21 日改定